

石巻市スポーツ少年団規程

第1章 総 則

第1条 特定非営利活動法人石巻市体育協会（以下「体育協会」という。）定款第3章第6条に基づいて、石巻市スポーツ少年団（以下「本団」という）に関することを定める。

第2章 目 的

第2条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活性化を図り、青少年のスポーツを振興し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

第3章 事 業

第3条 本団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の体力テストを含む活動の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの育成と活用
- (4) スポーツ少年団の登録
- (5) スポーツ少年団交流及び大会の開催
- (6) スポーツ環境の整備促進
- (7) 個人及び団体の表彰
- (8) そのほか目的達成に必要な事業

第4条 本団は、前条の事業及び予算の作成に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、体育協会理事会の承認を得るものとする。

第4章 組 織

第5条 本団は、次の理事をもって組織する。

- (1) 体育協会から選出する理事 若干名
- (2) 各単位団指導者を代表する理事 単位団数
- (3) 石巻市教育委員会から選出する理事 若干名
- (4) 学識経験者のうちから体育協会会長が委嘱する理事 若干名
- (5) 認定育成員から選出する理事 若干名
- (6) 青少年関係団体から選出する理事 若干名

第5章 役 員

第6条 本団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名
- (2) 副本部長 3名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 3名以内
- (5) 常任理事 若干名

第7条 本部長、副本部長、理事長、副理事長は常任理事会で選任する。

2 常任理事は、理事会において選出する。

第8条 本部長は、本団を代表し業務を統括する。副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指名した順序により副本部長がその職

務を代理し、又はその職務を行う。

第9条 理事長は本部長または副本部長の命を受け、その職務を代行する。

第6章 任期

第10条 理事及び役員の任期は2年とする。ただし、再選は妨げない。理事及び役員に欠員が生じたときは、補充することができる。補充された理事及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7章 理事会

第11条 理事会は、第5条の理事をもって組織する。

2 本団の事業等については、理事会で協議決定し、体育協会に連絡する。

第12条 理事会は、本部長が招集し議長となる。

第8章 常任理事会

第13条 常任理事会は、本部長、副本部長、理事長、副理事長、常任理事をもって組織する。

第14条 常任理事会は、本部長が招集し議長となる。

第15条 常任理事会は、常務を執行し、理事から委任された事項及び緊急を要する事項を処理する。

第9章 顧問及び参与

第16条 この会に顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は常任理事会で推薦し、本部長が委嘱する。

第10章 専門部会

第17条 本団の円滑な運営を図るため専門部会を置くことができる。専門部会に関する規定は別に定める。

第11章 事務局

第18条 本団の事務は、体育協会事務局において処理する。

第12章 本規程の変更

第19条 この規程は理事会において、3分の2以上の同意を経て変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年5月28日より施行する。
- 3 この規程は、特定非営利活動法人石巻市体育協会の設立をもって施行し、平成21年4月1日より適用する。